

山口県報

平成26年
3月7日
(金曜日)

目次

告示	五
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	二
解除予定保安林(周南市)(森林整備課)	二
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	二
通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路の指定(道路整備課)	三
通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定(道路整備課)	三
道路の位置の指定(建築指導課)	三
山口県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し(会計課)	三
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	四
公告	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	四
基本測量の実施の終了(監理課)	四
公共測量の実施(監理課)	四
公安委規則	四
山口県道路交通規則の一部を改正する規則	五
雑報	五
県報の正誤(平成二十六年二月十四日山口県告示第六十号)	五

山口県告示第八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
原 医 院		山口市阿東地福上一八五二	平成二五、一一、三一
潮耳鼻咽喉科		" 古熊三丁目二番七号	平成二六、一一、三一
かわかみ整形リハビリテー		萩市大字椿東一八六三の七	平成二五、一一、三一
シヨククリニツク		防府市八王子二丁目四番六号	" "
松本眼科		下松市瑞穂町四丁目二番一五号	" "
ぬのまき歯科クリニツク			" "

山口県告示第八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
原 医 院		山口市阿東地福上一八五二	平成二六、一一、一一
かわかみ整形リハビリテー		萩市大字椿東一八六三の七	" "
シヨククリニツク		岩国市麻里布町三丁目五番三〇号	" "
すずらん薬局			" "

指定訪問看護事業者等
主たる事務所
の所在地

訪問看護ステーション等
名 称
所在地

指定年月日

医療生活協同組 宇部市五十目山 虹の訪問看護ス
 合健文会 町一六番二三号 テーシヨン東岐 波五六三七の八 平成二六、
 医療法人社団生 周南市大字湯野 訪問看護ステー 周南市大字湯野 " 一、
 和会 四二七八の一 シヨソ元気村 一〇九の二二 " "

山口県告示第八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十六年三月七日

氏名	施 術 所	所在地	指 定 年 月 日
兼清 吉勝	兼清整骨院	光市中央四丁目八番三号	平成二五、一、一八
兼清 有起	やくし整骨院	熊毛郡上関町大字祝島一五六	" 八、二三

山口県告示第八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除予定保安林の所在場所
周南市大字奥関谷字森久一七六の一五(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
無線施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
萩市大字佐々並字中山一八一九の二三から一八一九の二五まで、字岡一八二五、一八二七の二、一八二八の一、一八二八の六、字大迫一八八六、一八九七の一、一九〇三の一、字本田一九〇二の二、字コノノ浴一九四四の一〇、一九四四の一、字方便一九五九、一九六〇、字西山一九八〇、一九八一の一、一九八六、五六三四の一、五六三四の二、字河原二〇三四、字ホフノ木二〇五九の二、字若瀬戸二〇六〇の一〇、二〇六〇の五五、二〇六〇の五六、二〇六六、字越埜二〇九一の五、二〇九一の一四、字長通二五三九、字若敷二五六一、字砂郷二五七〇の一、字奥久保二五七一、五五二一の一、五五二三の一、五五二五、字川頭二六二九、字上ノ原五二九一、五二九八
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
萩市川上字高岸三一八の四、三一八の六から三一八の九まで、字札幌九七五、九七五の二、九七七の一、九七七の二、九七七の六、大字明木字下切家ノ向ひ八四七の一、八四七の二、字下切志るこけ浴八四九、八五一、八五三の一、八五三の二、八五

四、八五五、字下切太なしヶ浴八五六、字下切芋ヶ埜八五七、字下切三四二、大字山田字大藤九七七の二、九七七の一六、九七七の一七、字有田迫九八九の一、九八九の五から九八九の九まで、九八九の一〇、九八九の一〇、字木野二六九二の一から二六九二の三まで、長門市深川湯本字猪ノ尾野一六一の五、一六一の七から一六一の九まで、一六一の一四、一六一の一六から一六一の二二まで、一六一の二四、一六一の二八から一六一の三〇まで、三隅上字毛無谷七五〇の一から七五〇の三まで、七五一の一(次の図に示す部分に限る。)、七五一の六九から七五一の七一まで、七五九から七六三まで、七六五、七六九、七七〇、一二九八の一、一二九八の二、一二九八の三、一二九九の一、一二九九の二、一二三〇〇の一から一二三〇〇の三まで、一三〇一の一、一三〇一の二、一三〇二の一から一三〇四まで、一三〇六、一三三六の一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区 間	指定の期日
山口宇部線	宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の二五地先から同市大字東須恵字中梅田二五八三の一地先まで	平成二十六年四月一日

山口県告示第八十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区 間	指定の期日
山口宇部線	宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の二五地先から同市大字東須恵字中梅田二五八三の一地先まで	平成二十六年四月一日

山口県告示第九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市望町三丁目一三八の二九	六・〇	五・二	平成二六、一九

山口県告示第九十一号

山口県収入証紙取扱規則(昭和三十九年山口県規則第六十号)第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

住 所	氏名又は名称	指定の取消しの際現に証紙を売りさばき所	所 在 地	売りさばき人の指定取消年月日
山口県小郡下郷七六	山口県自動車練習場組合理事長 田中信也	山口県小郡自動車学校	山口県小郡下郷七六	平成二六、三、七

山口県告示第九十二号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中

山口県自動車練習場組合理事長 田中信也	山口県小郡下郷七六二	山口県小郡自動車学校	七六八 小郡下郷	平成二二、四、二
有限会社大文字	古熊二丁目五番二七号	山口大学構内教育学部売店	七七の一 吉田一六	平成二二、二

を

株式会社山口県小郡自動車学校	山口県小郡下郷七六八	株式会社山口県小郡自動車学校	七六八 小郡下郷	平成二二、六、七
有限会社大文字	古熊二丁目五番二七号	山口大学構内教育学部売店	七七の一 吉田一六	平成二二、四、二

に改め



(六五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年四月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の

縦覧に供します。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

萩の夏みかんクリエイティブ

代表者の氏名 清水 明人

主たる事務所の所在地 萩市大字堀内二〇番地の二四

三 定款に記載された目的

かつて萩の経済を支えた温故知新の夏みかんを今一度見直し、生産、加工、販売、流通をコーディネートし、生産者の収入確保と雇用の創出を図り、併せて萩の景観保持と観光振興に寄与する夏みかん再生プロジェクトを実施すること。

(六六) 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

二 作業の地域

宇部市、山口市、山陽小野田市

三 作業の期間

平成二十五年七月十日から平成二十六年一月三十一日まで

(六七) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(数値地形図データ作成)
- 二 作業の地域
周南市
- 三 作業の期間
平成二十六年二月二十日から同年三月三十一日まで



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表三の項山口宇部線に関する部分を次のように改める。

山口宇部線	山口市朝田字上山手八二九の一地从先から宇部市 大字西岐波字大沢四五七三の三地从先まで 宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の一五地从先か ら同市大字東須恵字中梅田二五八三の一五地从先ま で
-------	---

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。



正 誤

平成二十六年二月十四日山口県告示第六十号(県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等)

四	ページ	
上	段	
表中	箇所	誤
		電子シ・ス・テ・ム・入・札・用・機・器
		正
		電子入。札。シ。ス。テ。ム。用。機。器

平成二十六年三月七日印刷
発行

発行
行人所

山口県知事
山口市